

定価(消費税別)一箇年 一六、〇〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第三十三号

平成十四年

六月十四日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十四年六月十四日

### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
正 友 会	梶原 正平	滝沢 春男	東八代郡芦川村芦川四一三	平成十四年四月二十四日	平成十四年四月三十日
かがやく山梨市民の会	鈴木 伸哉	神奈 謙	山梨市小原西九五二 二	平成十四年四月二十九日	平成十四年五月二日
生き生き御坂町を創る会(望月紀雄後援会)	川上 保博	伊藤 中	東八代郡御坂町成田六〇五 一	平成十四年五月十日	平成十四年五月十四日
ともよし会	小沢 昭	神宮司暉夫	東八代郡御坂町成田五八二	平成十四年五月十六日	平成十四年五月十七日
中村照人を支援する21世紀の会	中村 昌訓	二見 照男	山梨市小原西九六七番地	平成十四年五月十一日	平成十四年五月十七日

本間よしみち後援会	手塚 一利	佐々木文男	山梨市三ヶ所六二〇	平成十四年五月二十日	平成十四年五月二十日
真山会	小澤 栄眞	川井 澄彦	東八代郡御坂町尾山三七三五	平成十四年五月二十一日	平成十四年五月二十一日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名		会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
		新	旧				
新	望月秀次郎後援会	小池 益男	滝 光一郎			平成十四年三月十日	平成十四年三月十五日
旧	人興会	舟窪 吉平	真田忠一郎	渡辺 勲		平成十四年四月十一日	平成十四年四月十一日
新	都留高出身の知事をつくる同窓会		加々美 保		大月市大月一 二一七	平成十四年四月十六日	平成十四年四月十六日
旧					大月市大月一 一一二〇		

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
勝沼樹会	矢野 福雄	飯島 義満	東山梨郡勝沼町勝沼三〇三三三	平成十四年四月三十日	平成十四年五月十三日

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及び第七十五条第五項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年六月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

一四、〇五三

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次の通りである。

平成十四年六月十四日

二三四、二〇四

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第四項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年六月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

選挙区名

- 東山梨郡選挙区 六、八七四
- 東八代郡選挙区 一九、四二三
- 西八代郡選挙区 七、二九六
- 南巨摩郡選挙区 一、六六五

中巨摩郡選挙区	四四、一四四
北巨摩郡選挙区	一六、五九九
南都留郡（西桂町を除く。）選挙区	一一、六五五
北都留郡選挙区	七、七五〇
甲府市選挙区	五一、六二〇
富士吉田市選挙区	一四、二〇〇
塩山市選挙区	七、一三〇
都留市 南都留郡西桂町選挙区	一〇、一五〇
山梨市選挙区	八、五五一
大月市選挙区	八、七四四
韮崎市選挙区	八、四〇八

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番